

規制シート(様式)

190200101020001

2016/12/7

規制の名称	小型船舶の登録等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	海事局検査測度課登録測度室 室長 田中 独歩 海事局船舶産業課舟艇室 室長 金子 純蔵
規制目的	小型船舶の所有権の公証のための登録に関する制度等について定めることにより、小型船舶の所有者の利便性の向上を図り、もって小型船舶を利用した諸活動の健全な発達に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>小型船舶の所有者の利便性向上及び適切な行政管理を行うため、以下のことを義務付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小型船舶を航行の用に供する場合は、小型船舶登録原簿に登録を受けること(第3条) ○登録を受けた小型船舶に船舶番号を表示すること(第8条) ○製造業者が小型船舶等に船体識別番号等を打刻しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出ること(第15条) ○小型船舶を国際航海に従事させる場合は、国籍証明書の交付を受け、これを船内に備え置くとともに、船名を表示すること(第25条)等 	関連する予算	なし (小型船舶の登録事務は、日本小型船舶検査機構が行っている。)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>売買トラブルや盗難の防止、適切な保管場所への誘導による放置艇の防止等、小型船舶を利用した諸活動の健全な発達を図るためには、小型船舶の同一性を識別し、所有権を公証する登録制度を維持する必要がある。</p> <p>また、海洋法に関する国際連合条約により、いずれの国も自国の旗を掲げる権利を許与した船舶に対し、その旨の文書を発給すること(同条約第91条)が求められていることから、国際航海に従事する小型船舶に対して国籍を証明する制度を維持する必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		